

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市保育園通園費
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	子育てしやすい環境を作るために認可保育園、へき地保育園及び認定こども園の通園の費用を補助することで、保育園に通園する児童の保護者負担の軽減を図るため、通園に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	片道が1.5km以上の対象児童
補助対象経費	1.5km以上の通園距離に2を乗じた往復距離の通園日数分
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等） ※少額補助金は廃止	片道の通遠距離×2×25円×通園日数 ○少額（5万円以下）補助金の理由 通遠距離に応じて補助金額が決定するため実績に応じて少額となる場合がある
補助率等 ※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	片道の通遠距離×2×25円×通園日数 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 通遠距離に応じて補助金額が決定する
数値目標等 ※数値目標の設定検証	B 数値化困難 ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 園バスが利用できない利用者との平等性と送迎にかかる保護者の負担軽減を目的としているため。
補助制度開始	平成19年3月20日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期 ※サンセット方式の徹底	平成33年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象者に保育園を通じて案内する。
事業担当 （担当部署） （電話番号）	子ども若者課 園児支援係 0259-63-3126